

V-3 セクシャル・ハラスメントの防止

1. セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数及び内容

付表 V-3-1-1 セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数の推移(都)

(単位:上段:人、下段:%)

	合計	労働者	使用者	その他	男性	女性
平成13 (2001)年度	1,132 100.0	786 69.4	284 25.1	62 5.5	398 35.2	734 64.8
平成14 (2002)年度	1,287 100.0	826 64.2	371 28.8	90 7.0	465 36.1	822 63.9
平成15 (2003)年度	1,369 100.0	884 64.6	360 26.3	125 9.1	513 37.5	856 62.5
平成16 (2004)年度	2,009 100.0	1,250 62.2	680 33.8	79 3.9	793 39.5	1,216 60.5
平成17 (2005)年度	2,325 100.0	1,434 61.7	812 34.9	79 3.4	881 37.9	1,444 62.1
平成18 (2006)年度	2,556 100.0	1,603 62.7	896 35.1	57 2.2	1,071 41.9	1,485 58.1
平成19 (2007)年度	2,723 100.0	1,622 59.6	1,005 36.9	96 3.5	1,063 39.0	1,660 61.0
平成20 (2008)年度	2,091 100.0	1,346 64.4	598 28.6	147 7.0	743 35.5	1,348 64.5
平成21 (2009)年度	1,895 100.0	1,176 62.1	599 31.6	120 6.3	793 41.8	1,102 58.2
平成22 (2010)年度	1,947 100.0	1,199 61.6	439 22.5	309 15.9	737 37.9	1,210 275.6
平成23 (2011)年度	2,418 100.0	1,588 65.7	661 27.3	169 7.0	890 36.8	1,528 63.2
平成24 (2012)年度	1,707 100.0	1,177 69.0	433 25.4	97 5.7	643 37.7	1,064 62.3
平成25 (2013)年度	1,397 100.0	974 69.7	294 21.0	129 9.2	445 31.9	952 68.1
平成26 (2014)年度	1,162 100.0	803 69.1	254 21.9	105 9.0	456 39.2	706 60.8
平成27 (2015)年度	1,198 100.0	856 73.7	234 20.1	108 9.3	371 31.9	827 71.2
平成28 (2016)年度	1,555 100.0	1,088 70.0	370 23.8	97 6.2	564 36.3	991 63.7

注:「その他」とは、労働者か使用者か不明の場合、無職、社会保険労務士等からの問い合わせなどを指す。

資料:東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要(平成28年度)」

付表Ⅴ－３－１－２ セクシュアル・ハラスメントに関する相談の内容(都)

(単位;上段:人、下段:%)

	合計	対価型、地位利用 型セクシュアル・ ハラスメントに関する 労働者からの相談	環境型セクシュアル・ ハラスメントに関する労働者から の相談	セクシュアル・ハラ スメントに関する人 事労務管理上の 相談	その他・不明
平成16 (2004)年度	2,009 ----- 100.0	1,125 ----- 56.0	172 ----- 8.6	327 ----- 16.3	385 ----- 19.2
平成17 (2005)年度	2,325 ----- 100.0	1,194 ----- 51.4	415 ----- 17.8	435 ----- 18.7	281 ----- 12.1
平成18 (2006)年度	2,556 ----- 100.0	1,220 ----- 47.7	464 ----- 18.2	450 ----- 17.6	422 ----- 16.5
平成19 (2007)年度	2,723 ----- 100.0	1,321 ----- 48.5	520 ----- 19.1	361 ----- 13.3	521 ----- 19.1
平成20 (2008)年度	2,256 ----- 100.0	846 ----- 37.5	682 ----- 30.2	173 ----- 7.7	555 ----- 24.6
平成21 (2009)年度	1,927 ----- 100.0	429 ----- 22.3	752 ----- 39.0	111 ----- 5.8	635 ----- 33.0
平成22 (2010)年度	2,207 ----- 100.0	471 ----- 21.3	790 ----- 35.8	355 ----- 16.1	591 ----- 26.8
平成23 (2011)年度	2,582 ----- 100.0	647 ----- 25.1	931 ----- 36.1	346 ----- 13.4	658 ----- 25.5
平成24 (2012)年度	1,872 ----- 100.0	461 ----- 24.6	720 ----- 38.5	287 ----- 15.3	404 ----- 21.6
平成25 (2013)年度	1,451 ----- 100.0	331 ----- 22.8	394 ----- 27.2	151 ----- 10.4	575 ----- 39.6
平成26 (2014)年度	1,188 ----- 100.0	213 ----- 17.9	256 ----- 21.5	88 ----- 7.4	631 ----- 53.1
平成27 (2015)年度	1,375 ----- 100.0	216 ----- 15.7	511 ----- 37.2	152 ----- 11.1	496 ----- 36.1
平成28 (2016)年度	1,586 ----- 100.0	389 ----- 24.5	265 ----- 16.7	63 ----- 4.0	869 ----- 54.8

注1:「対価型、地位利用型セクシュアル・ハラスメント」とは、職場の地位を利用し、性的関係を強要しそれを拒否した労働者を解雇するなど、性的言動に対する労働者の対応によってその労働者を解雇したり降格や減給などの不利益を負わせるような行為をいう。

注2:「環境型セクシュアル・ハラスメント」とは、職場にヌードポスターなどを掲示し、労働者の就業意識を低下させるなど、性的言動によって労働者の就業環境を不快にさせ女性労働者の就業に支障を生じさせるような行為をいう。

注3:平成20(2008)年度以降については、相談内容が複数の分野にまたがる場合はそれぞれ計上している。

資料:東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要(平成28年度)」